

第 14 回 松田町 自治基本条例 審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 8 月 2 日 (水) 10:00~12:00
2. 場 所 町役場 1 階 1 A B 会議室
3. 出席者 委員: 別紙「委員等名簿」のとおり (原田委員欠席)
事務局: 政策推進課 (吉田参事兼課長、柳澤課長補佐兼係長、出口主任主事)
4. 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 出席者名簿 (資料 1)
 - ・ 第 13 回審議会議事録 (資料 2)
 - ・ 第 13 回審議会レビュー (資料 3)
 - ・ 松田町自治基本条例の原案・会長素案対照表 (資料 4)
 - ・ 松田町自治基本条例・条文等の懸案事項 (資料 5)
 - ・ 県西 2 市 8 町の自治基本条例における「協働」及び「権利」の表記について (参考資料)
 - ・ 県西 2 市 8 町条文一覧表 (参考資料)

【概要】 司会進行 (吉田参事兼課長)

1. 開 会

2. 議 事

- ① 第 13 回審議会 レビュー (*冒頭、事務局より資料 3 を基に説明)

【会 長】

第 13 回審議会のレビューについて、意見等あればお願いしたい。

【委員全員】

(特に意見等はなし。)

- ② 松田町 自治基本条例 条文 (案)

【会 長】

本日は、懸案として残っている点について、議論をしていきたい。まずは、第 7 条の見出しで「協働の原則」と謳うか、「連携・協力の原則」と謳うかである。

次に、第 8 条の「町民の役割と責務」について、委員から「町民の権利と責務」ではないかという意見が出ていることから、再度、検討をしていきたい。

さらに、第 22 条「住民投票」について、個別設置型と常設型どちらがよいのかということについて議論したい。

また、第 9 章については、審議会を設けるのか設けないのかということも含めて、委員からの意見を踏まえ、修正案を提示しているので、確認していきたい。

今回、決着が付けばよいが、どうしても意見がまとまらない場合、皆さまの意向を確認させていただいた上で、審議会としての意見としていきたいと思う。なお、委員から事前意見が提出されて

いるので、説明をお願いしたい。

【委員】

まず、「協働」の意味合いが曖昧である。「協働」という言葉を発議したのが行政側ということが問題である。使い勝手の良い言葉を作り上げるのは行政の習性である。上手く仕事を進めたい時に、非常に使いやすく、分かったような言葉を使うことが見受けられる。

自治基本条例においては、主権者である町民と、町長や議会等を拘束する側面もあることから、発案者が「協働」という言葉を使うことは矛盾がある。自治基本条例の制定が後発である松田町においては、これから離れてもよいのではないかと考える。

第8条については、「町民の権利と責務」の2つを規定しているものではなく、「町民の役割と責務」を一連のものとして捉えている。町民の意思と行動により実現するものなので、「役割と責務」は、町民が主役であるという大切な表現であると考え。「権利」は定義の部分で示しているので、「役割と責務」でよい。

【会長】

「協働」と「権利」の表現について、近隣市町村の自治基本条例でどのように使われているのか、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】

(*県西2市8町の状況について、事務局より説明。)

【委員】

2市8町で松田町の制定が遅れている中、新しい条例を作るに当たり、「協働」はまちづくりの合言葉となっている。主権者である住民と行政と議会が一緒になって、主体性を持って働こうということになっている。松田町ではなぜ使えないのか。議論が随分遅れている。

これまでは行政任せでよかったが、財政的にも行政だけでは対応できないときに、住民が主体的に一緒に働かないとならないことから、「協働」が合言葉となっている。条例を考える時に、多くの方が抵抗なく使っている言葉を分かりづらいつは思わない。

【会長】

両委員の意見の主旨は違っていないと思うが、文言の捉え方が大きく違う。他の方はどうか。

【委員】

福祉関連では、「連携」と示すと強固なものとして捉えられるので、「協働」の方がよい。

【委員】

以前、「相互認識のもと協働してまちづくり…」が分かりにくいということもあったが、協働という認識としては理解できるのではないかと考える。また、第7条に「相互に連携、協力して…」と示されているので、表題としては「協働の原則」でよいかと考える。

【委員】

表題を見たときに、町民がどう捉えられるかが重要であると考え。あまり硬い言葉だと、それに命令されて従わなくてはいけないのではないかと感じてしまう。

作る側ではなく読む側の立場で言えば、従うのではなく、一緒にやるという意味合いを持てるものがよい。やわらかく受け止められるには、「連携」とか「協力」がよい。

【委員】

子育て世代としては、「協働」という言葉が分からなかったので、「連携協力」が分かりやすくてよい。みんなに知って欲しい、理解して欲しいという自治基本条例にするのであれば、「連携協力」の方がよい。「協働」の意味を分かる人は、そんなにいないのではないかと。

【委員】

原案よりも第7条の方がすつとくるとは思う。「連携・協力してまちづくりをすすめることを原則とします。」とすると入ってくるが、表題に、「連携協力」の2つがくつつくと硬い印象になる。

審議会に何回も出席していると、「協働」という言葉にも慣れてきている。ただ、表題を「協働の原則」とすると、用語の定義で「協働」が入ってくるのだらうなと思ったりして、それでそこに戻ると、また「連携協力すること」と書いてあるのでピンポン状態になる。なので、「連携・協力してまちづくりをすすめることを原則とします」とするのであれば、表題は「連携・協力の原則」でよいと思う。

【委員】

日本国憲法においても、読む人によって色々な見方がある。「みんなで共に協力しながらやっぺいこう」という意味では、「協働」は便利な言葉だと捉えている。

【委員】

「協働」という言葉を知っている人は少なく、知っている人には使い勝手がよいが、一般的には馴染みがない。また、合言葉として使っているとは思っていない。行政や議会へのお任せではおかしく、一人ひとりがあるべき松田町を作るために活動する。住民自治を進めていくために理解してもらえぬ文言として、普通の言葉を使うことが理解しやすいのではないか。

【委員】

こういうところから自治基本条例が今までできなかった理由が見えてくる。松田町は遅れている。当たり前のように言葉が使えない。いつまでも昔ながらものではなく、「協働」をまちづくりの合言葉として取り入れていくべきである。

【委員】

「協働」は便利な表現であるが、一般的には、最近知られるようになった言葉である。知り渡れば便利な言葉で、うまく、かみ合わせて表現することはできないのか。

【委員】

「協働」とはどのような意味か、とっさに分からないことが多い。違う捉え方をされてしまうと良くないと思うので、「連携協力」の方が分かりやすいのではないか。

【副会長】

「協働」という言葉が出てくる前、県や町は「町民のマンパワー」という言葉を使っていた。私自身、「協働」という言葉に慣れていて違和感はない。

だが、この条例は「町民が読んで分かりやすく、納得できるような文言にしましょう」というのが大前提であったので、ある程度わかりやすく言えば「相互の連携」の方がよい。分かりやすいけれど、個人的には「協働」がよいのは、使い慣れているからでもある。

ただ、何と何が協働かと言われると漠然としてしまう。互いに携わってやろうとすると、「協働」よりも「連携」のほうがはっきりし、何かあると「連携しましょう」となる。

ですが、その前のマンパワーという言葉の活用から入ってくると違和感があった。その前はどちらかというとも住民のことをマンパワーと呼んでいた。

けれど、この条例条文の根底に流れている町民が読んでわかる言葉、日常使っている言葉で作り上げましょうという前提があるから、どっちがいいということではなくて、そういう言葉を重点にしたほうがよい。

【会長】

未来指向の条例とするならば、「協働」という言葉を使い続けるべきではないかという主張では

ないかと思う。

一方で、捉えられ方によって「協働」という言葉そのものの概念が色々あるので、実態を示す言葉としては、「連携協力」という方がより合うのではないかということと、「協働」という言葉は一部には理解されているけれども、多くの町民には理解できないので、平易な言葉として「連携」を使うのがよいのではないかという意見があった。

意見が分かれてこの場で決められない場合、前例がないことではあるが、ひとつの方法として、パブリックコメントで町民の判断を仰ぐことも考えられる。この2つの言葉を出して、町民の皆さまからどちらの響きがよいのかを聞いてみた上で、最終的に判断することもあり得ると思う。

【副会長】

文字と耳から入る印象で感じ方が異なる。大前提として、平易な言葉で示していくことがよい。

【委員】

自治基本条例の中で協働社会の実現が謳われているが、協働する人づくりが大切であると示している。他市町村で「協働」を使っている中で、松田町で使われないのはマイナスではないか。

【委員】

他市町村では、「協働」について議論されておらず、文字の響きがよいから取り入れているのではないか。「協働」の前に重みのある連携があるのではないか。どこでも使っている「協働」を使うより、松田町は「連携」を使った方がよい。

【会長】

この議論は決着がつかないので、論点を整理した上で、パブリックコメントの結果を踏まえ、再度議論し、議会と調整する方向としたい。最終的には議会に出さないといけないので、場合によっては議会で修正される可能性もある。

審議会としての見識を示すことが必要だが調整がつかないので、その辺のところは町民の皆さまにきちんと説明した上でパブパブリックコメントコメをしてみるということでどうか。

2つ目の論点で第9条の「町民の役割と責務」か「町民の権利と責務」を検討していきたい。

【委員】

資料5（第8条）の内容を踏まえ、「役割と責務」にすることができるのか。この条文であれば、「町民の権利と責務」とするべきである。

【副会長】

「権利」はどういう意味をもっているか、「役割」はどういう意味をもっているかを突き詰めて考えると、「権利と責務」の方に傾いてきている。自治基本条例でいう町民が松田町で生活していく上での一種の権利である。

【委員】

第1条に出てくる表現に関わってくる。

【会長】

第1条との整合は図っていく必要がある。

【委員】

自治基本条例は権利を定めているものではない。第4条で主権者を示しているので、第8条で示さなくてもよいのではないか。誰かがリーダーシップをとってやらないと物事はうまくいかないというのは確かだが、この条例の大きな流れというのは、主権者である町民が自ら考えてそれぞれの多様な能力を活用して、よい町を作っていくために連携して進めていきたいと思いますということである。

町を作っていくためには、町民の一人ひとりが権限を持っていることを示していければ、少しは

理解を得ることができるのではないか。

【委員】

住んでいて思うのは、自治会や子ども会に加入しない人が多い。まちづくりに興味のない人が多い感じがする。自分の子どものためにも動こうとしない。そういう人達にとって「まちづくりに参加する権利」と言われても、極端な話、「自分にとって権利なんてあってないようなもの」と思う人もいる。だったら、人には役割があることを示すことの方が分かりやすい。

【委員】

そうしたことを変えるのが自治基本条例でのまちづくりである。そうしたものを与えられたのではなく、自分から進んでやるものだという風に変えていかなければまちづくりはできない。権利も謳えないような条文にして良いのか。

【委員】

権利は当たり前のものである。

【副会長】

権利は当たり前、その当たり前が大事であり、これは明文化しておかないと日常生活をしていて当たり前だと思っていたことができなくなる。

【会長】

第8条に権利を示していることは、明文化している。

【委員】

「権利」の数が多いのがよいとは思わないが、「権利」として認めることは民主的な考え方が認められている点からも大切である。

町民は町長や議会、行政へは権利の一部を権限として預けており、権限は役割を分担しなければならないが、権利については、役割は必要がない。

【委員】

全体の条文としては「役割と責務」でよい。

【委員】

権利を持っているからこそその役割となるので、「役割と責務」でよいと考える。

【会長】

権利についての想いや世代の違いがある中で、「役割と責務」または「権利と責務」のそれぞれの意見・主張をまとめた上で、町民の意見を聞いてみることにさせていただきたい。

残りの時間で、第6章の住民投票（第22条）について検討していきたい。個別設置型と常設型がある中で、これも意見が分かれるところにはなるかと思う。

【委員】

個別設置型では議会のハードルがあり、先に進まない。乱用されることがある点については、誰にとっての乱用であるのか。個別設置型は馴染まない。

【委員】

常設型を主張したが、直接請求で1/3（近年では1/6～1/8）では難しい。1/50でも可能であるならば個別設置型でもよいかと考える。

【会長】

常設型で1/50はなく、通常は1/6～1/8が一般的になっている。審議会としての方向性を示せばよいかと考える。

【委員】

議会での議決が必要ならば、住民投票の意味がないので、常設型がよい。

【委員】

常設型がよい。個別設置型とする必要性がわからない。

【副会長】

色々な意味で常設型の方が無難であるが、住民投票は安易にやるものではない。ある程度、厳しい扱いをする形がよく、必要なときに実施することがよいと考える。

【会長】

では、常設型でよいか。

【委員全員】

了解する。

【会長】

第9章（第27条）で、町民の意見をよく聞いてとの意見があったことから、「町民の意見を踏まえて…」と修正をしている。また、町民の意見は町長の裁量を持たせている。

【委員】

住民参加が進行したときに、見直しになるかと思う。

【会長】

逐条解説に入れ込むようにする。第7条及び第8条の見出しについては、異例ではあるが、パブリックコメントで町民の意向を確認するようにしたい。

【事務局】

議会に報告後、パブリックコメントを実施させていただく。

【会長】

審議会の会長として、内容についてはチェックする予定である。

【委員】

審議の中で、多数決のような形で確定されることは、民主主義の1つの方法としては正しいけれども、多数が間違っていることが多い。後退もしくは後ろ向きな考え方を認めることはできない。

【会長】

委員の意見は理解をして頂いていると捉えています。審議会としての方向性を見定めないといけないので、その点は理解をしていただきたい。

【事務局】

パブリックコメント及び地区別の勉強会等については、日程調整を行い、委員の皆さまに改めて連絡する。

【会長】

若い世代への告知も大切であるので、対応をお願いしたい。

3. その他

第15回審議会の日程は、パブリックコメント等の日程の決定後、事務局より伝達する。

4. 閉会